

北海道心の教育推進会議設置要項

(平成10年 5月14日 教育長決定)
(平成11年 6月10日 一部改正)
(平成12年 5月16日 一部改正)
(平成13年 5月14日 一部改正)
(平成14年 4月 1日 一部改正)
(平成15年 6月25日 一部改正)
(平成16年 7月12日 一部改正)
(平成17年10月18日 一部改正)
(平成18年 7月 6日 一部改正)
(平成19年 5月25日 一部改正)
(平成20年 5月30日 一部改正)
(平成21年 4月27日 一部改正)
(平成22年 6月11日 一部改正)
(平成23年 7月 1日 一部改正)
(平成24年10月16日 一部改正)
(平成27年 6月29日 一部改正)
(平成28年 5月19日 一部改正)

(設置)

第1条 北海道における心の教育の推進を図るため、北海道心の教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 心の教育に係る基本的方策に関すること。
- (2) 心の教育の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他心の教育に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、教育長及び教育長が委嘱し、又は指定する者をもって構成する。

2 前項に規定する教育長が委嘱し、又は指定する者は、別表1のとおりとする。

3 推進会議に、会長及び副会長を置く。

4 会長は、教育長をもって充てる。

5 副会長は、教育庁学校教育監の職にある者のうち教育長の指定する者、環境生活部長及び警察本部生活安全部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、及び主宰する。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事を置く。

2 幹事は、教育長が委嘱し、又は指定する者とする。

3 前項に規定する教育長が委嘱し、又は指定する者は、別表2のとおりとする。

4 幹事は、幹事会を構成し、推進会議の所掌事項に関する連絡調整に当たる。

5 幹事会の会議は、教育庁生涯学習推進局生涯学習課主幹が招集し、及び主宰する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 推進会議は、必要に応じて、関係機関又は関係団体に資料の提出、意見又は説明を求めることができるものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育庁生涯学習推進局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要項は、決定の日から施行する。

附則（平成11年6月10日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成12年5月16日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成13年5月14日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成14年4月1日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成15年6月25日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成16年7月12日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成17年10月18日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成18年7月6日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成19年5月25日）

この要項の一部改正は、平成19年6月1日から施行する。

附則（平成20年5月30日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成21年4月27日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成22年6月11日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成23年7月1日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成24年10月16日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成27年6月29日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成28年5月19日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

1 教育長が委嘱する者

環境生活部長
警察本部生活安全部長

総合政策部政策局参事 (総合教育)
総合政策部国際局国際課長
総務部法務・法人局学事課長
環境生活部環境局環境政策課長
環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長
保健福祉部総務課社会保障制度改革推進室長
農政部農政課政策調整担当課長
水産林務部森林環境局森林活用課長
警察本部生活安全部少年課長

2 教育長が指定する者

教育庁学校教育監の職にある者のうち教育長の指定する者

教育庁総務政策局教育政策課長
教育庁生涯学習推進局生涯学習課長
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課長
教育庁学校教育局高校教育課長
教育庁学校教育局義務教育課長
教育庁学校教育局義務教育課教育環境支援担当課長
教育庁学校教育局特別支援教育課長
教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

別表 2 (第 6 条第 3 項関係)

1 教育長が委嘱する者

総合政策部政策局参事主幹
総合政策部国際局国際課主幹
総務部法務・法人局学事課主幹
環境生活部環境局環境政策課主幹
環境生活部くらし安全局道民生活課主幹
保健福祉部総務課主幹
農政部農政課主幹
水産林務部森林環境局森林活用課主幹
警察本部生活安全部少年課非行対策第二担当課長補佐

2 教育長が指定する者

教育庁総務政策局教育政策課主幹
教育庁生涯学習推進局生涯学習課主幹
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課主幹
教育庁学校教育局高校教育課主幹
教育庁学校教育局義務教育課主幹
教育庁学校教育局特別支援教育課主幹
教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 主幹
道立教育研究所研究・相談部研究主幹
道立特別支援教育センター教育課長